

第 40 回津地区合併協議会（法定）

会 議 録（要旨）

日 時 平成 17 年 7 月 25 日（月）午後 1 時 30 分～午後 4 時 00 分
場 所 津市役所 8 階 大会議室
出席者 津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美杉村の各市町村長及び市町村議会の代表者（美里村議会を除く）、三重県津地方県民局長、鈴木秀昭委員、織田深雪委員、木下美佐子委員、塚澤正監査委員、畑信之監査委員

1 開 会 事務局長あいさつ

2 会長あいさつ

皆さん、お暑うございます。今日は、もう 40 回目の協議会になり、随分、色々な協議をして参りまして、全体で 45 回位かなという予定でございますが、大事なところでございますので、しばらく今ご慎重のご協議をお願い申し上げたいと思います。梅雨も明けまして、夏になりました。それぞれ学校も夏休みになりまして、皆さん方、地域の夏の行事も多かろうと思います。私も、先の土曜日、花火大会をご案内申し上げました。また、皆さんにも、応援をしていただきまして、ありがとうございました。風が強うございましたけれども、お蔭で、事故も無く、済ますことが出来ました。御礼を申し上げたいと思います。

さて、今日の会議でございますが、ご案内を申し上げましたように、16 年度の協議会の決算についてのご報告と、それから議案といたしまして、協議会の補正予算第 1 号、それから協議事項 4 件、こういった内容をお願いを申し上げたいと思います。また、次回に協議をお願いいたします協議事項 2 件と、報告事項 2 件のご説明をいたしたいと思いますので、先に申し上げましたけれども、非常に暑い中ではございますが、それぞれ、よろしくをお願いを申し上げたいと思います。

それでは、ご挨拶はこのくらいにいたしまして、議事に入らせていただきたいと思

事務局長 ありがとうございます。本日、美里村議会市町村合併調査特別委員長の永田委員におかれましては、所用のため、ご欠席でございますので、ご報告いたします。それから、会議次第 3 に入ります前に、協議会規約第 9 条第 2 項によりまして、会長は会議の議長となるとありますので、これより、会議の進行を議長に移させていただきます。よろしく申し上げます。

会 長 はい、それでは、津地区合併協議会規約第 9 条第 2 項の規程によりまして、今日の会議の議長を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

それでは、本日の議事に入ります。まず、今日の会議は、委員 23 人の出席で、合併協議会規約第 9 条第 1 項の規程を満たしておりまして、当会議が成立しておりますことを、ご報告を申し上げます。それから、次に、今日の会議録の署名委員をお願い申し上げます。河芸町長長谷川委員さん、久居市の議会議長茂山委員さん、お願いいたします。3 号委員から、木下委員さん、お願いいたします。以上、お三方をお願いいたします。

3 議 事 (1) 報告事項

・報告第 122 号 平成 16 年度津地区合併協議会歳入歳出決算について

会 長 それでは、会議次第の 3、本日の議事に入ります。まず、報告第 122 号、平成 16 年度津地区合併協議会歳入歳出決算について、事務局からご説明をいたします。

事務局長 報告第 122 号、平成 16 年度の津地区合併協議会歳入歳出決算について、ご説明いたします。4 ページをお願いします。16 年度決算につきましては、歳入総額 5717 万 6247 円、歳出総額 2822 万 2264 円であります。歳入歳出差引額 2895 万 3983 円でございます。そのうち、繰越明許費繰越額 1050 円を控除しました 2895 万 2933 円を次年度繰越額となりました。内訳につきましては 3 頁をご覧くださいと思います。歳入につきましては、ほぼ予算どおりの収入となっております。歳出につきましては、主な不用額の部分につきまして、ご説明をいたします。事項ごとに説明をいたしますので、科目の説明は前後いたしますが、よろしくお願いをいたします。まず、合併期日の決定が遅れ、事業が執行できなかった分といたしまして、総務管理費の旅費でございます。先進地の調査が各部会とも出来なかったため 172 万 2280 円の減であります。事業推進費の報償費は、新市まちづくり基本条例検討委員会及び合併 P R 講演会が開催出来なかったため 133 万円の減であります。事業推進費役務費の広告料につきましては、宣伝効果を検討した結果、1 回しか行わなかったため 251 万 8300 円の減であります。また、事業推進費委託料につきましては、暮らしの便利帳及び新市まちづくり計画、こども版を翌年度に繰越したため、1319 万 1273 円あります。続きまして、経費削減により、不用額が出たものにつきましては、総務管理費需用費の消耗品費 178 万 1517 円、事業推進費需用費の消耗品費 196 万 1371 円につきましては、コピー枚数の減少等による不用額でございます。総務管理費の負担金補助及び交付金は、協議会の臨時職員が 1 月から 3 月まで不在により 38 万 4785 円の減であります。事業推進費の印刷製本費は、協議会だよりの単価の減、積算ページ数の減及び新市建設計画特集号を、協議会だよりと兼ねましたので、特集号を独自で発行しなかったことにより 413 万 4328 円の減であります。以上でございます。よろしくお願いをいたします。

会 長 説明は以上の通りです。なお、この歳入歳出決算につきまして、7 月 5 日に決算監査を行っていただきまして、監査委員の審査を受けておりますので、審査結果の報告をお願いしたいと思います。監査委員さん、お願いします。

塚澤監査委員 平成 16 年度の、津地区合併協議会決算監査について、ご報告申し上げます。監査委員、私、塚澤正は畑信之監査委員とともに、津地区合併協議会規約第 13 条に基づき、平成 17 年 7 月 5 日、津市役所 8 階教育委員会室において、平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの、平成 16 年度津地区合併協議会決算について、歳入歳出決算書並びにその関連帳簿を監査した結果、決算書記載の通り正確適正であることを認めます。以上でございます。

会 長 ありがとうございます。それでは、決算監査の結果報告は、お聞きをいただいた通りであります。決算の内容、また、只今のご報告につきまして、ご質疑ご意見がございましたら、お願いをいたしたいと思います。いかがでございますか。

(なし)

会 長 ありがとうございます。特に無いというご意見がございましたので、改めて、お諮りをいたします。報告第 122 号につきまして、報告をいたしました内容で、ご承認をいただけますでしょうか。

(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは、報告 122 号、16 年度の協議会歳入歳出決算につきまして、原案どおり承認といたします。塚澤委員さん、畑委員さん、ありがとうございます。

(2) 協議事項

・議案第 18 号 平成 17 年度津地区合併協議会補正予算(第 1 号)について

会 長 続きまして、協議事項に入ります。まず、議案第 18 号、平成 17 年度津地区合併協議会補正予算(第 1 号)につきまして、お諮りをいたします。事務局説明をして下さい。

事務局長 議案第 18 号、平成 17 年度津地区合併協議会補正予算(第 1 号)について、ご説明をいたします。6 頁をご覧ください。第 1 条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ 625 万 2000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 589 万 5400 円とします。内訳は、第 1 表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。7 頁をご覧ください。先ず、繰越金は、先ほど決算報告でお出しいたしました 2895 万 2933 円でありましたが、当初予算で 1270 万円計上していますので、残り 1625 万 2000 円を追加いたします。そのうち、今後協議会での所要額を検討しました結果、4000 万円の負担金を 1000 万円減額して 3000 万円といたしました。続きまして、歳出でございますが、これにつきましては、合併準備経費の用紙類文具などの消耗品費及び各種印刷経費がありますので、このような分につきましては、協議会の予算から執行したいと思っておりますので、今回事業費需用費の消耗品費 395 万 2000 円を追加し 970 万 2000 円、印刷製本費を 230 万円追加し 1284 万 5000 円に、それぞれ補正をいたします。以上でございます。よろしくお願ひします。

会 長 はい、説明は以上のとおりです。議案第 18 号につきまして、ご質疑等ございましたら、お願ひをいたします。よろしゅうございませうか。それでは、特に無いようでございますので、議案第 18 号、平成 17 年度の補正予算につきまして、原案のとおりの内容で、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは、原案のとおりの内容で決めます。

・協議第 130 号 津市行政組織機構(案)について

会 長 次に、協議第 130 号、津市行政組織機構(案)についてを議題といたします。前回の協議会で、組織・機構(案)につきまして、色々ご説明もし、ご意見も伺い、大方のご理解をいただいております。これを元に、行政組織機構図としてまとめまして、その後、幹事会で各課の配置等を検討させまして、これらを合わせまして、7 月 8 日に委員の皆さま方に、協議事項としてお送りをさせていただき、提案とさせていただきます。本日、協議をお願いするものです。それでは、ご提案をいたしました津市行政組織機構(案)及び津市庁舎各課配置(案)につきまして、事務局からご説明をさせます。

事務局長 協議第 130 号、津市行政組織機構(案)についてご説明いたします。9 頁をご覧ください。津市行政組織機構図(案)につきましては、第 37 回、38 回、39 回と、これまで 3 回の協議をお願いしてまいりました内容を取りまとめ、行政組織機構図として、ご提案をしたものでございます。市長の事務局といたしましては、室を含み 13 の部局、9 の総合支所、1 工事事務所としておりまして、広範囲における防災機能、危機管理機能の強化のために、新しく防災危機管理室を、部対応として設置しております。津市を除く 9 市町村の区域に総合支所を設置します。久居総合支所は 7 課 1 室体制、河芸総合支所はじめとする 8 総合支所は 4 課 1 室体制としております。また、道路、下水道等の工事の実施について、迅速かつ効率的に対応するため、久居市、一志町、白山町、美杉村の区域を所掌する久居工事事務所を設置します。この他、水道事業の事務を実施するために水道局を設置いたします。また、給配水管や浄水施設等の効率

的な維持管理及び緊急時に効率かつ迅速に対応することを目的といたしまして、久居水道事業所、安芸水道事業所、一志水道事業所を設置いたします。次に、消防業務及び救急業務を処理するため、消防本部を、現在の久居地区広域消防組合本部に設置いたします。収入役室、三重短期大学事務局、議会事務局を設置いたします。続きまして、行政委員会として、教育委員会事務局を設置するとともに、出先機関として、津市を除く総合支所の区域を、それぞれ所管する9つの事務所を設置いたします。次に、選挙管理委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局等の行政委員会を設置することとしています。

続きまして、10頁をご覧ください。只今、ご説明をいたしました津市行政組織機構(案)に基づきまして、津市庁舎各課配置(案)につきましてもご説明します。本庁及び各総合支所、久居工事事務所、久居、安芸、一志の各水道事業所、各総合支所単位の教育委員会事務局等の配置(案)を調整したものでございます。その中で、本庁組織の配置につきましては、これまで協議いただきました、新市の組織・機構についての中に、庁舎等の有効活用、本庁の執務場所については、事務量の増加等に伴う職員数等の増員配置に対応するため、一部の執務場所については、現津市役所(本庁舎)以外の既存施設に配置すること。総合支所となる現在の市町村庁舎(津市を除く)市役所及び町村役場)につきましては、庁舎状況等を勘案して、主に工事事務所や一部の本庁組織の執務場所、公文書書庫等としての活用はもとより、文化活動、コミュニティ活動等地域の活動の場としても有効活用を図ります、としておりますことから、各課等の事業内容及び事務量の検討をするとともに、各市町村の庁舎(津市役所を除く市役所及び町村役場)でございますが、この位置等を勘案し、新市の各課配置(案)として調整したものでございます。本庁機能の一部を外部に配置することにつきましては、大きくは2つの施設を活用することを基本としております。1つは、センターパレスの活用でございます。新市の各地域の特色ある産業の育成、地域資源を活用した観光振興、農林水産業振興にきめ細やかに対応するため、産業労働部門につきましては、商工観光部と農林水産部の2部体制としておりまして、そのうち、商工観光部を他地域から観光目的等で来訪するの人々の津市への玄関口である津駅、津インターチェンジ及び海上アクセス港にも近い場所に位置すること、また、商工会議所やTMO等の商業団体との連携も勘案いたしまして、津センターパレス2階へ配置しようとして調整したものでございます。次に2つ目として、津市水道局庁舎の活用でございます。将来的には上下水道の一体的な事業運営を視野に入れ、下水道部を水道庁舎の2階へ配置しようとして調整したものでございます。続きまして、総合支所ですが、これまでの調整方式に基づきまして、津市役所を除く各町村の庁舎は、総合支所及び工事事務所や、一部の本庁組織の執務場所として活用します。

それでは、資料の、津市庁舎各課配置(案)について、引き続き、説明いたします。現在の利用とかわらないものにつきましては、説明を省略しますので、御了承いただきますようお願いいたします。津市役所本庁舎につきましては、商工観光部、競艇事業部を除く11部、収入役室、議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局及び農業委員会事務局を配置いたします。次に、現在、合併協議会事務局が活用しているリージョンプラザ3階の事務室につきましては、政策課及び行政経営課を配置し、引き続き活用いたします。次に、一志町のケーブルシステムにつきましては、(仮称)津市ケーブルシステム放送通信センターとして、広報公聴課が活用いたします。次に、現在の一志地区広域連合の事務所につきましては、新市の介護認定審査事務所として介護保険課が活用いたします。次に、先ほどご説明いたしましたように、津センターパレスにつきましては、商工観光部の3課1室で活用いたします。次に、現在、津市中央にございます三重県の施設を借用し、国勢調査実施本部として活用しております事務所につきましては、新最終処分場建設推進課として活用いたします。次に、津市高茶屋小森町の相川建設作業事務所につきましては、道路等の維持

補修を実施する現業職員の作業事務所として、引き続き活用いたします。次に、水道庁舎につきましては、水道局各課と下水道部の3課の配置といたします。次に、消防本部につきましては、これまでの協議により、現在の久居地区広域消防本部庁舎とすることとしております。また、消防署の配置につきましては、4消防署、6分署、4分遣所としております。(仮称)久居工事事務所、また、久居水道事業所につきましては、仮称久居庁舎に設置をいたします。企業立地課の一部と土地開発公社につきましては、サイエンスシティ事業との連携を視野に入れ、(仮称)河芸庁舎に配置をいたします。安芸水道事業所につきましても、水道給配水施設等の分布状況とともに、将来的には津市北部(高野尾地区、大里地区)の地域について所管することを視野に入れ、(仮称)芸濃庁舎に配置をいたします。農業共済室につきましては、新市の事業実施に関わりまして、各地域への移動に係る距離及び時間等の利便を考慮いたしまして、(仮称)美里庁舎に配置をします。林業振興室につきましても、新市の事業実施に関わり、移動に係る距離及び時間等の利便を考慮して、(仮称)白山庁舎に配置をいたします。また、一志水道事業所につきましても、一志町、白山町及び美杉村の水道給配水施設等の分布状況を勘案し、(仮称)白山庁舎に配置をいたしますとともに、美杉分室を、(仮称)美杉庁舎に配置をいたしました。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

会 長 説明は以上のとおりです。それでは、それぞれの内容につきまして、各市町村でもご検討をいただいたと思いますので、ご意見等がございましたら、お願いをいたしましたと思います。順次お手を挙げてご発言をして下さい。どうぞ。

茂山委員 久居市でございます。私ども、協議130号につきましては、7月11日と、7月22日の2日間にかけて、慎重に協議をいたしました。このことにつきまして、ご報告を申し上げたいと思います。まず、本日提案されました協議第130号については、これまで審議されてきた新市の組織・機構(案)を図案化したものであるとの説明でありました。確かに、津市行政組織機構図(案)については、そのとおりであります。津市庁舎各課配置(案)については、今回初めて提案されたものであり、その中には、分庁舎4箇所の設置が含まれております。それらは、いずれも、現津市内の組織・機構の変更であり、当然に、新たな提案として、再審議の対象となるべきものであるという意見がありました。従って、協議第130号は、本日決定すべきものではなく、決定は少なくとも、次回以降に回していただきたい、こういうことでございます。この前提の上に、新市の組織・機構(案)について、久居市議会としての意見を申し上げたいと思います。1番目としまして、今回の合併にあたっての大原則は、参加市町村の大小に関係無く、全てが対等な立場に立って進める対等合併として、合意を得たものであります。この大前提の上に決められたものが、合併協定書であり、そこで、旧市町村に総合支所を設置すると明記されているものであります。津市は旧市町村の概念にあてはまらないのか、津市を総合支所の1つにしないのであれば、なぜ合併協定書に、そのことを明記しなかったのか、いずれにしても、明確に文章化されたものを、後出しの理由によって否定することは、法治国家として許される行為ではない。協定書に違反するものを違反しないとか、義務的なものではないなどと、言い逃れをするというようなことは、合併協議を本質的に、実質的に推進する、現津市の市長さんをはじめとする行政当局に深刻な不信感を醸成するものである、ということでございます。従って、私どもは、10の総合支所、1本庁の主張をあくまでも堅持するものでございます。2番目といたしまして、我々は、単に形式的に、対等合併だから、10の総合支所にすべきであると主張しているのではない。そうしなければ、合併後の旧市町村間の対等関係、中でも財政的な対等関係が明確になってこないという理由からであります。本庁組織は、あくまでも、10の合併市町村全ての行財政業務を総括する所であり、そのもとに、10の総合支所を配置する、それぞれの総合支所に予算配分をするという、こういう形であってこそ、新市移行後の行財政運営に対する透明性・公平性

が担保されるものであります。以前、現津市を、母都市と呼称する人たちが存在しておりましたが、母都市というのは、対等合併の概念とは全く相容れない、対立する概念であります。我々は、現津市を母都市とする考え方を断固拒否するものであって、ここから派生する全般的な方策について、強く異議を呈しているものであります。また、3番目につきましては、協議第130号における、その他の問題点でございますけれども、白山町三ヶ野を建設予定地とする新最終処分場建設推進課の設置については、絶対に容認出来ません。当予定地は地籍こそ白山町であります。当該土地所有者は、久居市中村町の住民であり、加えて、建設予定地を中心点とする周辺民家の存在は、圧倒的に中村町の住民の方が多いのであります。中村町には過去30年間、ごみ焼却施設が設置され、それに伴う公害に悩まされてきた体験から、今回の新最終処分場建設を拒否する意見は、極めて強固なものがおります。これまで、久居市議会としては、本問題を取り上げてきませんでした。白山町議会が溶融炉による建設推進の立場を鮮明にされた以上、私どもも、地元住民の意思を尊重して、本処分場の建設には、断固反対する立場をとらざるを得ません。議会としての決議は、いまだ差し控えておりますが、必要であれば、いつでも態度を鮮明にすることは、やぶさかではございません。このような事情から、本庁組織に、白山町三ヶ野の建設を前提とする新最終処分場建設推進課を設置することは絶対に認められないところでございます。また、総合支所の各課が、本庁のラインと密接な連携のもとに業務を行うと、あえて明記されております。9総合支所の上にある本庁組織であるならば、組織として、これが当然のことであると考えておりますが、本庁組織が、即、現津市の行政組織と渾然一体となっており、全く見分けが付きません。このような情勢下で、総合支所長の権限と言われているものは、絵に描かれた餅の如きであり、実質的な中身は一体何だという疑問が大きくなるばかりであります。この点についても、再度、明確にしていきたい、こういうことでございますので、よろしく願いいたします。

会 長 はい、ありがとうございます。それでは、どうぞ、お続けになって下さい。はい、どうぞ。

梅崎委員 津市の議会でございます。私ども、7月19日に代表者会議を開きまして、検討いたしました。協議第130号を含めて、ご意見は文章にまとめまして、合併協議会、関係事務当局へお渡しをさせていただくという形でさせていただいておりますが、1点だけ、特にお話させていただきます。先ほどもお話ありましたように、総合支所における支所長の権限について、大変関心が各議員さん強い。この組織・機構の案からは、具体的に読み取ることが出来ない。そういった観点から、総合支所長の権限案につきまして、早急に議論すべき材料を出していただきたいという、強い要望が各会派から出て参っております。その点について、私どもとしては、今日ご意見を伺って、次の代表者会議で報告したいと、こういうふうに思っておりますので、後ほど、事務局のご所見を伺いたいと思っておりますので、よろしく願いします。

会 長 ありがとうございます。それでは、他にいかがでございましょうか。どうぞ、河芸の議長さん。

水谷委員 河芸の特別委員会は、7月19日に開催されまして、2、3点、組織・機構の問題についてお尋ねしておきたいと思うのですが、まず1つは、河芸の総合支所の中に、土地開発公社と企業立地課の一部がということで明記されておるわけですが、私どもの庁舎につきましては、御案内のとおり、築後3年程度の本当に新しい施設でございます。有効に活用出来る方法は、他にも沢山あるんだろうというふうに思っております。特に、特別委員会の中で、一部という表現が、単なる短期終わるのかどうか、あるいは、これは一部として打ち出した最大の理由は何なのかということで、議論を交わしてみたんですが、なかなか明解なものが出なかったということでして、もう一度、こういう問題について、今後の施設の十分な活用ということも含めて、検討がされることがあるんだろうかということも兼ねそえまして、お尋ねしたいと思っております。それ

から、もう1つ、津市の行政組織機構図の中に、実は、私どもから見ると、少し調整が出来ないような部分があるんですが、それは分科会の中で、かなり議論をされておるんだと思うんですけど、実は、健康センターという役割を持った部分がございます。これは他の市町村では、どういうふうになっているか分かりませんが、特に予防検診を中心にして、予防が大事だという立場から、こういうセンター的な役割をしておるんですが、食事の改善の普及運動に取り組んでみたり、あるいは、健康相談に行ったりみたり、あるいは、老人のふれあいの事業を展開したり、非常に幅広い事業活動をしておるんですが、そういう部分の吸収していく場所が、どこで調整されているのか、そういう点に、ちょっと疑問が残っております。これについても、ひとつ明解お答えをお伺いしたいなと思います。以上です。

会 長 ありがとうございます。いかがでございましょうか。はい、どうぞ。

柴田委員 組織・機構について、芸濃町の特別委員会では、組織・機構に関しては、この案で異論が出ませんでした。それよりも、地域予算や、それを執行する支所長の権限を具体的にはっきりして欲しいという意見もあり、議論を先へ進めるためにも、組織・機構については、本日でいったん結論を出していただきたいと思います。芸濃町は、この案を承認いたします。以上です。

会 長 ありがとうございます。それでは、いかがでございましょうか。

中川委員 一志町は7月19日に色々協議をさせていただきました。水道事業所の設置について、今まで、一志水道事務所という、私どもに該当するかなという期待を持っておったんですが、結果、白山町で水道事業所を作られると、そういうことでございますが、まず、私どものほうは、どういうことで、白山町へ変わられたのか、理由を聞かせてもらいたいということでしたので、それをひとつお願いします。

会 長 はい、ありがとうございます。じゃあ、このへんで、まとめまして、事務局の考え方をいただきたいと思います。茂山委員さん、それから梅崎委員さん、水谷委員さん、柴田委員さん、それから、中川委員さん、5人の方から、色々ご意見なり、ご質問がございます。それでは、いかがでしょうか、説明をしていただけますか。

事務局長 まず、久居市さんからいただきました、協議第130号、協議会において提案というのは、何であるかということでございますが、前回の協議会におきまして、組織・機構につきましては、骨格の部分をご理解いただいたということで、新市の発足時は、基本的には、この案でお願いしたいということで、各課の配置等につきましては、幹事会で検討して、次回の、今日ですけれども、7月25日開催の第40回協議会までに、各委員の皆様、協議第何号として送付するという形で提案をさせていただいております。そして、その新市の組織・機構につきましては、次回の協議会ということで、本日確認をしていただくということで、どうですかということで、会長から提案をさせていただいております。特に異議はないということでございましたので、事前に提案をさせていただきまして、本日ご協議をいただくということでございます。それから、最終処分場建設推進課、これについては、埋め立てごみを処分する白銀環境清掃センターにつきましても、残余量というものが、極めて厳しい状態になってきているということで、ごみ減量、リサイクルの推進ということの中で、住民の皆様に対しまして、一層のご協力をお願いして参っているところでございますが、そういうような中で、新市の最終処分場建設の推進は、津地区合併協議会、構成市町村全体における喫緊の課題であるということで、これまででも早期実現に向けて取り組みを進めてまいりましたが、合併後の新市におきましても、直面する最大の課題として認識しているということで、新市まちづくり計画におきましても、ごみ最終処分場建設の推進を主な事業として位置付してまいったところでございます。そのような考えの中で、新市の行政組織機構においても、環境部に最終処分場建設推進課を設置して、当該事業の推進を図るということでございます。

それから、総合支所の権限ですが、総合支所の専決とか権限につきまして、また、

総合支所各課の事務の分掌、職員配置等の詳細につきましては、サービス低下とならないように、各市町村のご意見を踏まえて検討し、出来るだけ早い時期に、協議会に提案して、協議をお願いしたいと考えております。全体の分掌事務等につきましては、今言いましたように、各課の配置とか、それから、専決権限を出していきたいと思っております。それから、津市の総合支所につきましては、何回も久居市さんの方からご意見をいただいておりますけれども、調整方針にあるように、市民が行う身近な手続き等の市民生活に密着したサービス機能については、旧行政区域に支所を設置することにより、市民の利便性の確保を目指します、この趣旨は、市民の利便性の確保を目指すための方向性を表現したもので、全ての旧行政区域に総合支所の設置を義務付けるものではないと考えております。

河芸町さんからいただきました、色んな市町村役場の活用ということで、今回は、公社、あるいは企業立地課の一部になっておりますが、今後も更に施設の活用を図っていく、見直していくということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、一志の水道事業所、これは白山町からという形でといますのは、やはり、位置的にも、美杉とか一志をみるためには、白山町が一番いいと。距離的なもの、施設の分布とかを考えて、決定をしておるということです。

高橋幹事長 続けさせていただきますが、河芸町の水谷委員からございました健康センター、保健センターでございますけれども、前回までのご協議をお願いしておりました、新市の組織・機構の中で、本庁の施設ということで一括して、各市町村、それぞれの区域に設置をしていくということにしております。今回、この行政機構図に入っておりませんのは、いわゆる施設という位置付けをしておりますので、学校・幼稚園・その他保育所と同じような形で、大変数が多くなりますので、省略をさせていただいております。業務の内容、名称等については、整理をしているところでございます。

それから、水道事業所の関係でございますけれども、各市町村それぞれ水道課というような名称でいろいろ業務を行っております。そのうち、住民の皆さんと直接関連する部門につきましては、これは各総合支所の生活環境課、もしくは、生活課のほうで事務を行うと、施設の維持管理については、事業所のほうで集約整理するという形をとっておりますので、そういう意味で、それぞれの住民の皆さま方には、サービス低下にならないようにという形で対応をしていきたいと考えております。以上です。

会 長 それでは、今、幹事長、また、事務局長から、それぞれお答えをいたしました。答を聞いていただいて、重ねて、ご疑問ご所見等がありましたら、お願いをいたします。また、以外の委員の方も、ご所見がございましたら、どうぞ。はい、どうぞ。

茂山委員 新最終処分場建設推進課ということでありますが、私どもの特別委員会で、特にこの問題が大きくなっている1つの原因としまして、今までの一志郡・久居地区のごみ行政については、当然、組合の事務局が担当して全部進めておった。そういう形で進めてきておったのが、今になって、組織をきちっと明確にするという形で進めたい、こういう提案でございますけれども、本来は、はじめから、やはり組合が主体となっていく事業であった。今まで何をしておったんかというのが、私どもの、委員会の根底に考え方があると思いますので、ご理解の程よろしくお願ひしたいと思います。

会 長 今、茂山さんの話、少し、私、協議会の議長ですが、一部事務組合の管理者でもありますので、皆さんのご議論を中断するようで、申し訳ないんですけども、ひと言だけ、茂山さん、ちょっとお話をしておきます。事務組合で、今までやってきて、何をしとったかというお話でありますけれども、非常に、白銀の処分場がタイトになってきているのは、それぞれ、議員さんも出ていらっしゃって、その都度議論をしておりますので、ご承知かと思ひます。そして、次の処分場を、このエリアに決めていこうという経過も、ご承知をいただいていると思うんですけども、なにせ、そういうふうメンバーが、そういうふうにお願ひをしようじゃないかということがあっても、

やはり、私は所在地の白山町三ヶ野の皆さんに、まず、ご納得をいただいてということで、白山町のご当局共々、努力をして参りました。そういうことで、まだ決まっておられませんから、外から見られれば、何をしているのかというお話かも知れませんが、そういう一つずつの積み重ねをしてきたのを、ご理解をいただければと、こんなふうに思います。

それでは、どうぞ、安濃町長さん。

海野委員 安濃町でございます。今回の、この提案がなされております、新市の組織・機構について、これ原案でございますが、前回、私も、39回の時に発言をさせていただきまして、基本的に、次の段階にお進め願いたいということをお願いしました。つきましては、支所長の権限とか、地域予算、これは今も課題にはなっておりますけれども、これから、この組織の議論を進めていく中で、具体的にしていきたい、こんなふうをお願いをしておきます。それで、今回、提案なされました130号の、いわゆる機構図と配置案でございますが、基本的には、この原案に沿って作成をされておりますので、了といたしたいと思っておりますけれども、ただ、農林水産部の中で、1つご質問をいたしたいと思っております。9頁でございますけれども、農林水産課という所管の本課がございまして、その中に、水産振興室、林業振興室という2つの室があるわけでございますが、ご案内のとおり、安濃町におきましては、昔から、農業立町ということできておりますので、農業振興室というようなご意見もございました。しかし、色々、幹事会等のお話なり伺っておりますと、農林水産課の中で、主体的に農業振興を所管していくと、こんな経過もいただいておりますので、そのへんのところを、確認のために、もう一度ご説明をいただきたいと思っております。

それから、尚一点は、同じく9頁の、水道事業の関係でございますが、先ほど高橋幹事長からご説明をいただきまして、局と事業所、そして、それぞれの市町村です、支所です、これが、スピーディーに地域の方々に、サービス低下を招かないというような運営をしたいと、こういうことを聞きましたので、理解をいたしましたけれども、ややもいたしますと、水道局がイニシアチブをとって、水道事業所で第2段階と、こういうことにも、なりかねない部分もございまして、是非、地域の緊急を要するような点については、水道事業所が全てをやると、そして、水道事業所で合わないところは、水道局で指示をすると、そういうように、一次的に水道事業所、そして、包括的なものは局と、こういうような整理をしていただければ、よりいいんじゃないかなということを思いました。以上です。

会 長 はい、ありがとうございます。

事務局長 農業振興室の件ですけれども、この組織・機構(案)の中の、農林水産部農林水産課の中で、農業の振興に関することを、具体的に書いてございまして、今後、細かな事務分掌でさらに具体的に書いていくという形で考えておりますので、農林水産課から水産振興室とか林業振興室とか分かれておりますけれども、農林水産課のほうでやっていくという形でご理解をいただきたいと思っております。

水道につきましても、先ほど、安濃町長さん言われたような形で、新市の場合、緊急の場合は一旦事業所で、事業所に対応できない部分は局で。そんな形で利便性を図っていくことで対応していくことでありますので、よろしくお願いたします。

会 長 安濃町長さん、今、農林の形について説明をしましたがけれども、私、思うのに、農林水産部という1つの構えをして、その中に、農と林と水がありますけれども、もう1つ共済もございまして、組織を見ると、いきおいですね、林と水が、共済と、別々の枝をぶらさげておりますけれども、いきおい、私は、主体はやっぱり農ということにあるのかなと、だからこそ、全体として、農をとらまえて、林も水も、それぞれ特別の、1つの振興の要素があるので、別のチームを作ってというふうな、考え方だと思うんです。だから、ことさら農というブランチを1つ作らなくても、やはり農に対するとらまえ方というのは、僕は、やはり主体であるような気がいたします。こ

の組織でやっていけると思うんですね。

西森委員 先ほど、茂山議長のほうから、ごみ処分場の問題が出たと思うんですけども、白山町の状況としては、前回の議会でも、申し上げたとおりなんです。しかし、白山町が、それで全面的に解決されたというわけではないんです。依然として、反対の声も強いわけなんですけれども、やはり、これから、この問題を続けていくについては、久居市さんとも、白山町とも、ともども共有しながら、話し合いをしていくのが当然だと思っんです。しかし、これには、やっぱり管理側のほうから、それなりのアドバイスもしてもらい、それなりの音頭もとってもらいたいというふうに感じるんです。組合としても、本当に、なかなか手出しのしにくい問題である、反対も大きいということから、手出しのしにくい問題だとは思っんですけれども、我々も、それなりに、一応、議会側としては、推進に回ったということから、色々抵抗があるのは事実なんです。24日の晩も、意見交換会を持ったんですけども、本当に、執行部側、議会側としても、色々な抵抗で、とまどうような状況なんです。私が先ほど申したように、管理者側からも、それなりのアドバイスをいただきたいなと思います。そして、久居市さんとも、ともどもやっていきたいと願っております。お願いしておきます。

会 長 ありがとうございます。もう一度、この処分場のことにつきまして、お話をしたいと思っんですけども、それは、新市の住民の皆さま方にとりまして、最もと言っ過ぎかとも知れませんが、非常に大きな、大事な問題であると、こんなことを思っます。だから、構成の皆さん方が、非常に今まで気にしていらっしやいまして、だから、このことを、やっぱり組織としても、はっきり進めていこうと、こういうことで、推進課を設けているという、こういうご理解をお願いしたいと思っます。よろしくお願っしたいと思っます。いかがでございましょうか。はい、どうぞ。

結城委員 美杉の結城でございます。只今議題となっております組織・機構について、実は、私もお尋ねしたいのは、合併後において、住民の皆さんの、色々な手続き的なことも含めまして、あるいは要望等含めまして、如何に迅速に対応出来るかと、総合支所の機能が。また、サービスを低下させない、それぞれの各課の事務分掌がどうであるか、また、総合支所長の権限が、どうかということをお尋ねしたい、あるいは、意見として申し上げたいんですけども、この行政組織機構が固まらないと、決定しないと、職員数も含めて進んでいかないと、そういうふうに私自身は思っています。従いまして、議論は十分尽くしていただき、そういうことは大切なことだと思っんですけども、一応、皆さん方に諮っていただき、一歩を進めていただきたい、そうしませんと、地域に帰っても、すべて細かいことは分からないのは当然ながら、アウトラインを説明出来ない。そういうジレンマもありますので、ひとつ、議長として、議論は尽くしていただきながら、本日とりまとめていただいたらありがたい、私の意見として申し上げます。

会 長 ありがとうございます。それでは、いかがでございましょうか。はい、どうぞ、青木さん。

青木委員 今回提案していただきました組織につきましては、ここ4回位ですか、色々議論をしております。各市町村の意見も踏まえて、協議会で議論してきたところですけども、その議論は、この4、5回で、大分議論が進んだのではないかと思っしております。それで、また、今日の中では、納得いただけないと、そういう方も、市町村なり、団体の方も見えるようでございますが、私としましては、本日の意見、色々出まして、それに対して、事務局のほうで色々答えていただいたと、そういうことで、また、ある程度、私としては、納得出来る、理解出来る、そういうことになってきたと思っしております。合併後の大きな目的の一つでもある効率性というようなことも必要ですし、合併後の色々な課題への対応とか、そういうことも必要でもありますので、色々、意見の中で、個々の納得出来ない、そういった点も、幾分か、各市町村であろうかと思っんですけども、合併後の市全体として、新市全体として、全体最適の観

点で、理解をしていていただいたらと思っているところです。組織も大事ですけれども、中身の施策、あるいは、住民サービスということが大事でもありますので、動かしてみても、見直しということもあるなら、その時に、また改良していったらいいんじゃないかなというふうに思っております。私といたしましては、そうした意味で、十分議論していただいたと思いますので、このあたりで最終結論を出していただくことを提案したいと思います。

会長 ありがとうございます。それでは、他にございましょうか。ご所見を伺って参りまして、色んな切り口から、それぞれの市町村のご意見を伺い、また、3号委員さんのご意見もお伺いできたと思います。

それでは、他にご意見も無いようでございますので、議長として、意見をお伺いをしてきて、お諮りをしたいと思います。協議第130号、津市行政組織機構（案）につきまして、提案の内容で、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

会長 ありがとうございます。それでは、協議第130号、津市行政組織機構（案）につきまして、原案の内容で確認といたします。

（3）事務事業詳細調整結果

- ・第127号 財産管理部会の事務事業詳細調整について
- ・第128号 福祉保健部会の事務事業詳細調整について
- ・第129号 教育文化部会の事務事業詳細調整について

会長 次に、事務事業詳細調整結果の協議に入ります。前回、協議会で説明いたしました協議第127号、財産管理部会の事務事業詳細調整について、ご質疑等がございましたら、お願いをいたします。どうぞ、梅崎さん。

梅崎委員 津市の梅崎でございます。これにつきましても、7月19日の代表者会で、色々議論されましたが、数点尋ねをし、その他につきましては、先ほど申しましたように、書面をもって、協議会の事務当局へ提出していきたい、こんなふうに思っております。それで、入札制度の内容でありますけれども、この地域公募型の指名競争入札の導入にあたりましては、地域性に配慮されたと伺っておりますが、安価で良質な事業の提供は、申すまでもありません。地域の業者が生き残れるようなシステムに心がけて欲しいという意見が多ございました。また、業者選定におきましては、経営事項審査について、三重県のを参考としながらも、ISOに取り組む業者を高く評価するなど、津市独自の項目を、新津市でございますけれども、独自の項目を創設したり、納税者としての、業者側の意見にも耳を傾けるべきである。こうした取組は、新津市の市内業者の育成に寄与するもので、事業施工を通して、新津市の発展にも大いに影響するものであると、とりわけ、災害が発生した場合などは、現場では、業者頼みとなる部分も多く、周辺地域で災害が多発することも懸念されていることから、現在の津市内の業者だけでなく、周辺地域の業者も同じく育てていくような制度づくりを強く要望するものであります。こういった考え方に基きまして、若干お伺いしますけれども、公平性・透明性・競争性、加えて、品質の管理、こういったことは当然でありますし、そういった意味から、先ほど申しましたように、業界との、そういう意味での信頼関係は、非常に大切なんではなかるうかと。また、業界においても、新制度の内容をよく理解していないという実態もあるのではなかるうかという意味で、納税者側の意見を聞くという機会を、もったらどうなのかというご質問をまずさせていただきます。そして加えて、先ほども申しましたように、ISOの取得業者と、また、更には、防災業務とか、そういったことに積極的に協力している業者の関係、それから、祭等、各地域で色々と積極的に参加したり、協力をしている実態がありますけれども、

こういったことへの対処、また、教育とか、色んな環境とか、そういったところで、市町村の行政を支えている、そして、貢献しておると、こういったところも加味してはどうだろうかという強い意見が出ました。それについて、ちょっと、見解を伺いたいと思います。

会 長 はい、只今、津の議長さんから、協議第 127 号、財産管理部会の事務事業のうち、入札制度、特に指名競争型の内容につきましてのご所見がございました。いかがでございますでしょうか。はい、どうぞ。

西森委員 白山の西森です。この、入札契約制度についてですけれども、今、津議長の申されたとおりなんですけれども、私のほうへも、この業界のほうからの要望が出ているわけなんです。これは、私のほうばかりではないんです。一志・久居支部のほうからの要望なんですけれども、各市町村、町長さん、それから村長さん、また、各議長さんに出ておるといことも耳にしておるわけなんですけれども、この内容というのは、この要望書の中に挙げてもらってあるんですけれども、朗読します。入札契約制度について、台風等の災害の発生時には、予想される災害時の、即時対応は、他の地域から、即対応は出来るものではありません。これら災害時の手足は、消防団や地域住民と建設業者に頼っています。このことから、新津市における入札契約制度は、当分の間、旧市町村の地域を重視して、久居・香良洲・一志・白山・美杉を 1 つのエリアで考えてもらっていただきたい。また、現津市及び安芸郡の合計 3 つのブロックで、全体の入札契約制度とされるよう、お願いしたいというような要望が出ておりますので、この点についても、十分ご審議をしてやってもらいたいというふうをお願いをするものでございます。以上です。

会 長 はい、ありがとうございます。以外の皆さま方でいかがでしょうか。はい、どうぞ、茂山委員さん。

茂山委員 今、津市の議長さん、白山町の議長さんからお話ございましたが、当市も一緒のようなことでございます。特に、当市議会としましては、公募型指名競争入札、地域公募型指名競争入札における一定金額については、土木一式、建築一式工事において、当面 5,000 万円として、段階的に、2,500 万円に引き下げるといこととされておりますけれども、当面とは、具体的に、どの程度を想定しているのかお伺いしたい。専門部会においては、5 年間という方向で検討されているということでしたけれども、調整結果として、明確に記載すべきではないか、また、段階的な引き下げの具体的なスケジュールを示して欲しいと、こういうことが、うちの特別委員会の中で出ております。また、入札参加資格要件として、税の完納、これはもう常識なんです、区分 12 の物品等に係る入札参加資格要件においては、税及び国保料の完納とされております。報告第 20 号、水道総務分科会の区分 15 の水道の工事契約の入札参加資格要件の内容を含め、取扱いの整合性を図るべきでないか。建設工事についても、市民の税負担により実施する、市の仕事を請け負うものでございますので、入札参加資格要件については、税・国保料の完納に加え、条例上の義務負担、いわゆる各種使用料等を資格要件とすることを明確にすべきではないかということでございます。滞納者については、やはり、厳しく対応してもらわないと困ると、こういうふうな意見もございませす。以上でございます。

会 長 はい、いかがでございますでしょうか。この問題、すこしこのへんで、当局の意見を聞いてみたいと思います。お三方、それぞれ、地元の産業振興というお立場でのご所見であったと思います。それ以外の切り口もございましたけれども、その 1 点は、共通したお話だったかなという気がいたします。なお、でも、具体的にブロックのお話をいただきました西森委員さん、金額の区分の問題をご提案いただきました茂山委員さん、また、5 年の問題等についてのご質問、どうぞ、非常に色んな切り口が分かれておりますので、ひとつ、答弁をしていただくのは、どなたか、全体を把握をして、ご説明をいただきましょうか。はい、それじゃ、お願いします。

財産管理部会長 部長でございます。先ほどご質問のありました、津市・白山町さん、それから久居市さんですが、まず、入札制度のほうの、地域の件の、白山町さんと津市から、地域要件につきましてのご質問でございます。地域公募型といいますのは、5,000万円以下につきましての、地域公募型を実施するというので、この件につきましては、5,000万円以下は、10頁、16頁のほうにも書かせていただいたんですが、地域公募型指名入札の地域要件について、次の優先順位に基づきということで、必ず、地元の業者さんには入っていただけるということで、ご理解いただきたいと思います。その中で、その業者さんが足りなければ、横の同ランク、つまり、そのほうの業者さんのほうへ増やしていくということで考えておりますので、例えば、白山町さんで出た工事につきましては、必ず白山町の業者さんが優先的に入るというご理解をしていただきたいと思います。それと、業者選定についてでございます、現在、私どものほうでは、経営事項審査、総合評定値を使っております。これにつきましては、それに津市独自の主観点数、これは工事成績評点とか、指名停止とか、施工体制、そういうようなものを総合評定値に、経営事項審査にプラス、あるいは、例えば指名停止でございますと、マイナス点をつけるということで、そのへんで増減をしております。ということで、今回、10市町村が合併しますと、工事成績評点のない市町村さんもございますので、今後、18年6月につきましては、1年間は総合評定値だけでランクを決めると、その後19年6月になりましたら、おっしゃってみえる、ISOのほうも、これに付け加えて、要するに1年間の周知期間の後に実施したいと考えております。

最後になりましたが、災害等が発生した場合、この場合ですと、現在、6月と9月の、昨年度の9月の豪雨の時なんですが、業者さんによっては、各市町村さん、バラツキがございますので、これについては、すぐに対応すべきものと、私どものほうも認識しております。それで、近い業者さんのほうの工事現場のほうで、機械を持ってみえる業者さんもおみえでしょうし、この機械はあっても、もう1つの機械がないという場合もありますので、そのへん調整しましていきたいと。もう1つ、例えば、ボランティアなんかなんですけれども、なかなか判定の厳しい、どのように見ていくかという難しい面もございますが、それについても、考慮しまして、今後の、客観点数の上の主観点数のほうに組み入れてまいりたいと考えております。

それから、久居市さんのほうから、税の完納というのがございまして、税の完納証明、以外にも条例等で義務付けている公共料金のほうも、完納要件についてすべきであるということでございますが、契約にあたりましては、競争入札に加わろうとするものに必要な資格については、政令で定めると、このようになっております。つまり、地方公共団体が、規則等で任意に増加させるものは出来ないと解されております。とは言うものの、これ、施行例でございますが、その中に、経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることが出来るとされております。この中から、過度の負担にならないように、経営の状況を判断する1要素となる税ということで、完納証明をいただいております。ただ、物品につきましては、工事のように、法人組織が多くなく、個人組織が多いことから、私どものほうでも、滞納、個人のほうですと国保が多いものですから、国保のほうへ完納証明を求めているというところでございます。

それと、2,500万円を段階的に下げるという件でございますが、元々、この制度、地域公募型につきましては、中小の、小さい方を優先とした地域公募型指名競争入札ということで実施したものでございます。何故、5,000万円かと言いますと、地方、町村における議決案件が5,000万円ということでございましたことから、5,000万円以下の工事については、地域公募型を実施するというのでございます。そこで、その年数でございますが、5年を明確、5年ということをおっしゃるわけですが、5年を明確にということでございますが、これにつきましては、発注基準ということでございまして、発注基準は年々変化するものでございますので、当分の間というのは、5年ということにさせていただいて、一応明確さには欠けていると思っております。

が、このまま、当分の間というのを、5年を目途にということでお考え願いたいと考えております。以上でございます。

会 長 ご説明をいたしました。今、聞いていただいている、なおのご意見とと思います。どうぞ。

西森委員 私がお願いしている中に、3つのブロックに分けてということもお願いしたんですが、それは、可能じゃないんですか。出来ないんですか。

財産管理部会長 現行、私どものほうでは、業者数の関係から、おっしゃってみえることは、こういうことだと思うんですね。久居・一志ブロックということで、建設業協会があります、これがまず1点と。津・安芸ということで、1つのブロックがあります。ただ、今回考えておりますのは、その中で、そのプラスアルファの中で、業者数、発注業者数のバランスも考えていく必要があると思います。そこで、今の考え方としましては、久居工事事務所管内と、津・香良洲という連合管内が1つと、安芸郡という管内でやっていくということで、これが私どもの、管内が3つのブロックということで、一応、香良洲町さんにつきましては、一志・久居、一志ブロックの建設業協会からは、若干はずれることになっていきますが、地域性と言いますか、土地形態を見ますと、かなり離れてみえるということになりますので、そのへんはご理解願いたいと思います。

会 長 お聞きいただいた内容で、ちょっとご質問の方が、おありでしたら、津の議長さん、どうぞ。

梅崎委員 ご答弁ありがとうございました。土俵の大きさを決める大事な案件でもありますし、やはり、いい意味で信頼関係がないと、津市の関係の行政の進展も、大変難しいということも考えられますので、どうか、私ども、先ほど申し上げましたように、時期が参りましたならば、説明責任を明確に、ひとつ、責任を持って、関係各位に説明をしていただきたい。そして理解した中で、協力を求め、更に厳正に公平に、やっていただきたいと、こういうことをお願い申し上げておきたいと思います。そのことをお願い申し上げて、締めくくりとさせていただきます。

会 長 委員の皆さん、先ほど、梅崎議長さんから、ご所見のあったことに続いて、まとめという感じの、ご意見がありました。今、お伺いしてまして、この問題は本当に、私ども公共事業を、しっかりとした仕事をして欲しいし、それからまた、お話にもありましたけれども、公明公正、本当に偏ることなく、皆さんに納得いただく中で、参加していただきたい、こんなふうに、それぞれの市町村は、そんなふうに思われて、それぞれのシステムを、今まで構築されてきたと思います。それもどこかでとどまるのではなくて、きっと皆さんの心の、私どもがそうでありますので申し上げるんですけども、本当に、年々システムを修正して、進化をさせて参りました。なかなか、複雑な経済情勢も変わって参りますので、じゃあ、ひとつの決めた今の形が、皆さん方に、10人の方10人皆さんに、納得していただいているかということ、そうでないような問題もあると思います。地域の問題、それから品質の問題、それから今度は、公共事業をやっていただく業者の方に、私どもが求めていかなければならない問題と、多々あると思います。そういうことで、127号の件につきましては、私は、ひとつ、この切り口と言いますか、それぞれバランスの取りようは、いろいろあるでしょうけれども、専門部会・幹事会で十分それぞれの団体のプロの方にご参加いただき、ひとつ、これで行こうではないかという形でまとまりましたので、127号につきましては、是非私としても、ご承知をいただきたいなと思います。改めて、お伺いをいたします。そういったような気持ちも、それぞれ担当の者の考えも含めまして、127号、原案の内容で、よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは、原案の内容で、確認をさせていただきます。次に、協議事項第128号、福祉保健部会の事務事業詳細調整についてでございます。127号と同じように、それぞれの、皆さんからのご意見を伺って参りたいと思います。

どうぞ、ご意見がありましたら、是非、ご発言下さい。どうぞ、茂山委員さん。

茂山委員

たびたび、すみません、久居市の茂山でございます。協議第128号につきまして、私どもの意見を申し上げたいと思います。区分10の母子福祉年金及び児童援護金事業等の問題でございますけれども、今回の調整案によって実施した場合、久居市における児童援護金受給者は、現在466名みえるわけなんです、これが6人に減ってしまう。合併による激変緩和の観点から、少なくとも、久居市の現行水準を確保していただくべきであるとの、強い意見が出ております。また、母子家庭・父子家庭の児童への、入学時・卒業時の祝金については、図書券ではなく現金による支給をすべきであるという意見もございます。このことについては、福祉団体からの強い要請がありますので、適切に対処していただきたい、こういうことでございます。

それから、障害福祉分科会、区分15、心身障害児(者)福祉年金給付事業につきまして、今回の調整案は、国の障害児福祉手当を受給出来ない方を対象に、市として福祉年金を支給しようとするものであり、国の手当を受給出来ない方に、少しでも、手厚い対応を行うという点では、一定の評価が出来るものであります。しかし、本市においては、国の手当の受給の有無に関係なく、月額1,000円を支給しており、新市案に移行した場合、その1,000円さえも受給出来なくなる場合があります。このことから、経過措置として、新市制度での支給額が0となる現在の受給者については、引き続き、月額1,000円の支給を確保していただきたい。

それから、区分16、重度心身障害者等介護手当給付事業については、今回の調整案により実施した場合、本市の給付対象者が、現在の223人から69人に激減するということとなります。従いまして、少なくとも、久居市の現行制度を確保していただきたいという強い意見がございます。

区分41、重度心身障害者タクシー料金助成事業でございますが、久居市においては、重度心身障害者の社会活動の促進と障害者の福祉増進に資することを目的に、重度心身障害者タクシー料金助成事業を実施して参りました。所得制限、利用目的を限ることなく、500円のタクシー乗車券を年間24枚、12,000円を限度に交付をしております。しかしながら、今回の調整案においては、利用の目的を通院等に限るとともに、助成を受けるためには、最低でも、月4回以上の通院が必要となるものであります。障害者の通院については、大半が月1回程度であるという実態から、結果的に助成対象者は皆無となることが予想されます。大幅なサービス低下になりますので、最低限久居市の現行水準による再調整を強く求めるものでございます。

区分44、身体障害者自動車燃料費助成事業について、久居市においては、重度障害者の日常生活における自立促進と障害者の福祉増進に資することを目的に、身体障害者自動車ガソリン費補助事業を実施しております。当該制度については、利用目的を通院等に限っておらず、障害者の自立促進にも大きく寄与しているところでございます。しかし、今回の調整案により、助成を受けようとするれば、最低でも、月4回以上の通院等が必要になりますが、障害者の通院については、大半が月1回程度という実態であり、補助対象者が皆無となることも予想されております。結果的に、多くの通院患者が助成を受けられなくなるという大きな懸念がございます。更に、調整案においては、対象者を、身体障害者手帳、1・2級等のみに制限されております。私ども、久居市にとっては、サービスが大幅に低下する内容でありますので、このことから最低限本市の現行水準を確保していただきたい。また、障害者の日常生活における自立支援に積極的に取り組む方向で、再検討をしていただきたい、こういうことでございますので、よろしく願いをいたします。

会 長

はい、ありがとうございました。128号の詳細につきまして、いかがでございましょうか。それでは、今の茂山委員さんのお答えを申し上げていきたいと思っております。それでは、幹事長からお答え申し上げます。

高橋幹事長

福祉保健部会にある、事務事業調整につきまして、母子福祉年金及び児童援護事業

等々につきまして、ご意見をいただきました。母子福祉に限らず、福祉事業につきましては、これまでの、市町村それぞれ様々な事業を実施して参りましたので、それをどのような形で調整していくかというのは、時間をかけて慎重にやってきたところでございます。他の合併事例では、現行制度のままを当分続けるというところもございましたけれども、これまでの当地区の調整方針としては、出来るだけ新市としての一体性を重視して、統一した制度の構築を図るということで、進めてまいりましたので、例えば、母子福祉年金及び児童援護事業のところの調整内容表のところにもございますように、それぞれの市町村の事業を、一体的に見直した形での調整というものを、やってまいりました。それと、もう一つ、この合併ということに関連いたしまして、これまで、それぞれの市町村が進めてきた事業を、何を残して、どう変えていくかというのが、一つの機会ではないかということで、それぞれの事業につきまして、目的・必要性について、各専門部会で、はじめから、1からの議論をしてきたということでございます。そのような中で、今回提案をさせていただいておりますのは、まず、国におきましても、様々な福祉制度が採られております。例えば、母子福祉年金につきましても、児童援護手当という制度がございます。それとの重複併給を避ける形で、そこから外れた方への制度という形で、提案をさせていただいております。また、全体の事業を、これから新市として実施していく場合に、やはり、持続可能性と言いますか、ある程度、続けていくためには、全体での事業規模と言いますか、予算規模も考える必要があるということで、現在それぞれ各市町村が行っております予算額・実績額というのをベースに、その中でも、ある程度対応出来るような形で、一方、支援内容としましては、ある程度実効性のある支援額を確保していこうということで、対象者、所得制限等についても、検討を図ったということであります。こういう形での、今回の、只今ご意見がありました5項目の提案ということでございます。茂山委員からご意見をいただきましたように、1つの考え方として、なるべく広い範囲の方に支援をしていくという方法もあるかと思っておりますけれども、非常に厳しい財政ということも考えますし、今回こういう提案をさせていただいたものであります。それから、母子家庭等への入学時・卒業時の祝い金でございますけれども、現在これは9市町村が、10の市町村のうち9の市町村が、同様の事業を実施しております。記念品で支給しているところが5市町村、現金が4市町村ということでございまして、ちょっと、子どもにとってふさわしいということで、図書券という形の調整内容になっておりますけれども、現金支給の方法も含めて、これにつきましては、再調整をしていきたいというふうに考えております。以上です。

会 長 では、茂山委員さん、どうぞ。

茂山委員 タクシー料金の助成なんですけど、この件につきましては、4回以上の通院等が必要ということなんですけれども、これは、お医者さんに行く時1回、帰ってくる時1回、それで2回ということで認めてもらえるのか、あるいは、1回の通院に1回しか認めませんというのか、そこらへんを教えていただきたいんですが。

会 長 それでは再度お願いします。

高橋幹事長 支給の具体的な方法、例えば、毎月支給とするのか、3ヶ月毎にするとか、そういう細かい調整はこれからでございますけれども、助成額の考え方としましては、月4回以上の方については2,000円と、月8回以上の方については3,000円という形での調整案でございます。実際の事務の取り扱いにつきましては、なるべく申請者の方に手間をかけることのないような形での構築方法というものを考えていきたいと思っております。

会 長 それでは、128号につきまして、他の委員さん方、ご意見がございましたら、どうぞ。

池田委員 久居市の池田でございます。今、議長から話をいたしております交通支援サービスの関係ですが、議長から申しあげましたように、月4回以上、あるいは月8回以上という回数ということでは、該当者がほとんどおらなくなるということになりかねませ

ん。それで、現実に、こういう制度を作っても、実態をとして、助成を受ける人が居ない、これでは意味が無いので、やはり、だいたいと言いますか、障害者の方の通院は、だいたい月1回が、大半が月1回位しか通院しない、こういう実態もございます。そういうことで、今話がありましたように、月4回ということについても、行き帰りで2回なのか、この文章だと、行き帰りで1回、ということは月4回行かなければならない。月4回通院するという方は、ほとんどあり得ないんですよ。そういうことで、回数については是非見直しをしていただきたい。また、助成額は、最高で3,000円となっていますから、これは私の個人的な考え方ですが、月1回では1,000円、月2回では2,000円、月3回では3,000円と、こういう形でしていただければどうか、是非、この回数の関係については見直しをしてもらいたいというふうに思います。

会 長 再々度、池田委員さんのお話、幹事会なり専門部会の議論の過程で、お答え出来ませんか。それじゃ部会長。

福祉保健部会長 専門部会長でございます。先ほど、月4回以上が皆無というふうなお話でしたが、自動車税の減免の対象が、月4回以上というふうなことが条件になっています。私どもも、その対象の方は、実際におみえになりますので、そういう面から、4回以上というのは、実際には、おみえになるというふうに思っております。それから、同じ病気じゃなくして、複数の種類の病気をお持ちの方もおみえになるということを知っておりますので、そのへんも考慮しまして、今回、4回以上と調整をさせていただきました。

会 長 部会長さん、もう1つ。行って来てで、1回、2回というのは。

福祉保健部会長 往復で1回ということでございます。

会 長 それでは、横山委員さん。

横山委員 やはり、私としては原案に賛成でございます。やはり、1回行ったらお金をやるというのは、やはりばらまき行政というような感じがしますので、原案に賛成でございます。

会 長 はい、ありがとうございました。他の委員さん、いかがでございましょうか。幹事長さん、もう一度まとめて、この件を。

高橋幹事長 今の、重度心身障害者のタクシー料金助成事業、それから身体障害者の自動車燃料費助成事業、人工透析患者通院手当、3つの、それぞれの市町村の事業を一体化してまとめたのが、この制度でございます。これは、津市と久居市と河芸町、それと一志町と美杉村が実施している事業でございます。助成対象者には、それぞれ違いがございますし、助成額の内容にも、色々差がございます。その中で、専門部会で検討していただいて、このような形でまとめていただいたところでございますけれども、出来ましたら、基本的な部分のところにつきましては、ご了解をいただきまして、助成額の考え方、往復で1回ということでございますけれども、月4回では2,000円、月8回以上が3,000円ということで、月4回以上の場合だけ対象ということにしておりますけれども、実際の助成内容、月4回以下の方が、どの程度、現実にそれぞれ事業をやっているところでございますので、実際の、再度調査した上で、限度額については、修正の必要があれば、考えさせていただきますと思います。

会 長 どうぞ、池田委員さん。

池田委員 久居市の池田でございます。先ほど、舌足らずだったのですが、久居市の場合、タクシー料金助成として、チケットで交付しています。従って、行きに500円のチケットを1枚と、帰りに500円のチケットを1枚使用出来ます。行き帰りに2枚使えるということです。限度を年間24万円と限定していますが、それで、行き帰りの話をさせてもらいましたが、そういう実態です。それから、燃料の関係につきましては、リッター55円で、50リッターを限度ということで支給しておりますが、いずれにしても、回数については、本当に病気になって通院する人もいれば、身体障害者の方、精神の関係もそうですが、やはり、検診的に月1回は行かなければならないという場合

が往々にしてございます。そういうことで、是非、そのへんの、回数の見直しをお願いしたい。こういうことで、よろしくお願いを申し上げたい。

会 長 それでは、もう一度幹事長から。

高橋幹事長 それで、現在の案は、月4回以上の場合で2,000円という形でのご提案となっておりますけれども、そのことにつきまして、例えば、月1回以上と、2回以上ということについても、そのような調整の必要があれば、助成をする必要があるということで、再度、専門部会・幹事会で協議をいたしまして、その分の追加が必要ということであれば、改めて、この部分について、4の助成額の部分について、ご提案をさせていただきたいと思っております。

会 長 只今の、池田市長さんからも、ご意見をいただき、また、茂山さん、色々いただいたんですけども、専門部会、また、幹事会のほうで、只今、回数の考え方等、若干具体的な内容について検討すると申しておりますが、基本的な協議事項は、これで矛盾ありませんね。協議事項の記載そのものはいいですね。

それでは、23頁の4助成額の(1)(2)これを除きまして、調整結果についてのお諮りをいたします。ご提案申し上げました原案で、よろしゅうございますか。

(異議なし)

会 長 はい、ありがとうございます。それでは、そのとおり、調整結果とさせていただき、なお、ご意見のありました分には、幹事会のほうで、改めて、それぞれの幹事さんから、また、ご所見も、ご議論もいただき、ご報告を申し上げることにしたいと思っております。

それでは、次に参ります。129号、教育文化部会の事務事業詳細でございます。それでは、お諮りをお願いしますが、この件につきまして、ご質疑等ございましたら、お願いをいたします。はい、どうぞ。

茂山委員 すいません、茂山でございます。協議第129号の区分9、大規模改造事業等でございますが、耐震補強事業の大規模改造事業については、平成18年度中を目途に、新市公立学校施設整備計画を作成するとともに、耐力不足による緊急度ランクにより進めるということになっております。教育施設の耐震補強事業、大規模改造事業については、子ども達の生命を守るという観点から、最優先課題として取り組むべき非常に重要な問題であり、現在、各市町村とも、それぞれの事業実施計画を持っております。合併により、その計画に遅れが生じることのないよう、最低限、現行の各市町村の計画に基づく着実な事業実施をお願いしたい。また、耐震補強工事の前提となる耐震診断については、平成16年度中に、各市町村において完了する予定で進められてきたところでございますが、新市全体として、どれだけの耐震補強工事が必要になるのかを把握するためにも、耐震診断未実施施設の早急な診断の実施に加え、耐震診断未実施施設の診断結果緊急度ランクを、表にさせていただきたいという、私どもの特別委員会での要望がございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

会 長 只今、ご要望いただきましたが、他にこの件につきまして、ご所見がございましたら、それじゃあ、無いようでございますから、ご要望についての考え方をお願いいたします。

教育文化部会長 教育文化部会でございます。只今、久居の議長さんから、ご意見がございました。各市町村とも、着実な事業実施ということでございますけれども、新市の施設整備予算につきましては、現在の10市町村で実施しておられます予算合計額が、まず1つの目安になるんじゃないかなと思っておりますけれども、児童生徒の安全・安心の観点からも、今後の整備計画の策定にあたりましては、関係の部局とも十分協議をいたしまして、着実な実施が、事業が進められるよう、努力をしてみたいと考えております。それから、耐震診断の関係ですけれども、全体的に、新市の学校施設整備計画の策定にあたり、合併までの今後の施設面での作業といたしましては、耐震補強と

か、あるいは、大規模改造等の整備、あるいは、今も申しておられました耐震診断結果に基づき、耐力不足による緊急度ランクの整備等も行いまして、当面の整備計画としましては、5年程度を予定しておりますことから、建設年度とか、あるいはまた、老朽化の度合い等も、その対象とする施設の現地調査も実施いたしまして、一定のとりまとめを行ってまいりたいと考えております。なお、今、申していただきました診断結果につきましては、出来るだけ早く整理をしまして、お示しをしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。以上です。

会 長 ありがとうございます。他に、いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。それでは、協議第129号の、教育文化部会の詳細調整につきましては、只今の茂山委員さんからのご要望に対する専門部会の考え方も含めまして、お諮りをいたします。協議第129号の原案で確認をいたしたいと思ひます。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは、原案の内容で確認といたします。本日の協議事項は以上でございます。

- ・報告第115号 情報システム部会の事務事業詳細調整について
- ・報告第116号 財産管理部会の事務事業詳細調整について
- ・報告第117号 市民部会の事務事業詳細調整について(その2)
- ・報告第118号 福祉保健部会の事務事業詳細調整について
- ・報告第119号 産業労働部会の事務事業詳細調整について
- ・報告第120号 上水道部会の事務事業詳細調整について
- ・報告第121号 教育文化部会の事務事業詳細調整について

会 長 それでは、次に、前回ご報告をいたしました報告第115号から報告第121号までの調整について、特にご質疑がございましたら、この際、お受けをいたしたいと思ひます。はい、どうぞ、安濃町長さん。

海野委員 安濃町でございます。報告第121号、教育文化部会の関係でございます。頁数で申し上げますと、87、88頁の公民館使用料でございますけれども、安濃町の現状を申し上げますと、ご承知おきをいただき、ご了解を賜りたいと思ひます。88頁の安濃町中央公民館、以下、5つの公民館の使用料でございますが、この記載をされている額は、現行条例に基づいて、ここに記載をしております。本町といたしまして、9月議会に、この使用料の条例改正を提案する予定でございますので、その条例改正が出来上がりましたあかつきには、その条例に沿って、ご訂正を願ひたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

会 長 いかがですか。部会長さん。

教育文化部会長 結構でございます。そのように整理させていただきます。

会 長 はい、ありがとうございます。はい、どうぞ。

水谷委員 私どものほうからは、2点にわたって、意見と言ひますが、出来るだけそういう方向でこれからの運用について、配慮願ひたいなと思ひますが、まず1つは、117号の、市民部会の関係でございますが、14から18番に関しまして、この報告内容で了解をいたしますんですが、ただ、私ども河芸町の議会といたしましては、少しこの問題については、今までの取り組みの内容が違うというようなことで、大変苦慮しているところでございます。先日も、自治会が先進地の事例を、ずっと調査をした結果報告があったようでございますが、だいたい、おおむね、自治会の現状について、少し問題があるなというようなことに、内容がなっているのでございます。これから、さらに統一基準を策定するというところでございますので、より一層、自治会の意見を

取り入れていただくような作業をお願いしておきたい。それから、2つ目は、121号の教育文化の関係ですけれども、特に24番の、体育指導委員の選出基準ですが、小学校区の単位で選出する基準については、これは了解を出来る範囲であります。ただ、それからあとの、人口の多いところの地区とか、あるいは、それに伴う対象者、こういうことを考えてみますと、もう少し、委員の選出基準については、検討する必要がありますんじゃないかというふうなことが出て参りまして、河芸の場合につきましては、人口から見た場合、体育指導委員については、少し少ないんじゃないかというような意見も出ておりますので、そのへんの調整が、出来る範囲で検討願いたい。以上でございます。

会 長 それでは、只今の水谷委員さんのご所見に対して。

市民部会長 市民部会でございます。自治会活動につきまして、質問がございました。地域の皆様のご意見を充分拝聴いたしまして、適切な執行が図れる基準づくりをして参りたいと考えております。よろしく願います。

教育文化部会長 続きまして、教育文化部会でございます。体育指導委員の関係で、ご質問いただきました。ご案内のとおり、小学校区単位で2名を基本といたしております。しかしながら、現在、10市町村の体育指導員の代表者で、新津市体育指導委員会準備会というのを作りまして、合併に向けての取組を進めていただいております。その中で、全ての体育指導員が参加する、津市体育指導委員会を組織といたしまして、津市あるいは久居市・安芸郡・一志郡の4ブロックに分けて、お互いに協力出来る体制をとれるようにしていきたいというふうに考えております。また、事業内容によりましては、ブロック内の体育指導委員や、近隣の体育指導員の方が、また、場合によっては、学識経験者を含む体育指導員の方が協力出来る体制をとっていく必要があるんじゃないかなというふうに考えておりますので、よろしく願います。

会 長 はい、どうぞ。茂山委員さん。

茂山委員 報告第117号でございますが、区分14番の町自治会長、地区自治会連合会長報奨金等の記載内容が、町自治会・地区自治会連合会・地区別連合会・ブロック別連合会・単位自治会等、記載内容に混乱がある状況になっております。統一性をもった記載に修正すべきではないかということでございます。それから、自治会未加入者への市政だより等の配布方法について、再検討していただきたい、ということでございます。これは、郵送する場合も、多額の費用がかかるので、そのへんは考えていただけないか、ということでございます。それから、自治会関係補助金については、多額の激変緩和措置を講じることとされているが、当該内容にかかる措置を講じるのであれば、当然のこととして、市民生活に密接に関連する住民福祉に関する内容についても、十分な激変緩和策を講じていただきたい。それから、防災交通安全分科会の区分2でございますが、地域防災計画については、防災会議委員において、行政関係者だけでなく、一般市民からも登用すべきである。地域のことは地域住民が最も理解しておりますので、このへんを考えていただきたい。それから台風時の水害対策は、非常に重要であり、重点的に対応していただきたい。これは、私ども雲出川を控えておりますのは、美杉村、白山町、一志町、それから津市もあります。従いまして、ほとんど半分の市町村が関係しておりますので、新市になっても当然かと思っておりますので、お願いしたいと思います。それから、区分3の災害対策本部でございますが、このように広大な面積となる新市の災害対策については、現地での対応が非常に重要なことから、各総合支所に設置する現地対策本部については、総合支所の判断に基づく設置も可能となるよう検討していただきたいということでございます。それから、区分9の同報無線でございますが、同報無線については、災害時における地域住民への避難勧告等の情報伝達手段として、非常に有効であることから、未設置地域への設置について、積極的に取り組んでいただきたい、ということでございます。それから、報告第118号、福祉保健部会の事務事業詳細調整についてでございます。国民健康保険分科会の

区分2、国民健康保険運営協議会の委員の選出方法として、三重県、医師会、商工会議所等に委員を選出してもらいというような記載については、委員の選任を、それぞれの団体に任せるような印象を受けるため、修正すべきではないのか、また、三重県からの人選は、現在旧市町村すべてが行っておらず、必要の無いものと思われるが、いかがなものか。さらに、民間団体として、商工会議所のみを特記することは、自治会連合会等の団体との関連からも、適切では無いと思います。記載内容を修正すべきと思いますが、いかがでございましょうか。それから、区分17の高額療養費資金貸付でございますが、あくまでも、貸付制度であり、高額療養費から、貸付金を返済することからも、滞納が考えられるものではありません。このため、貸付限度を、高額療養費支給見込額の5万円以上を対象に、80%を限度とする理由は何も無いではないかということでございます。久居市の制度は、5万円以上の制限はなく、90%を限度に貸付を実施しております。これを、90%の全額還付の時にいただけるので、別に問題は無いのではないかと、こういうことでございます。それから、区分19の出産費資金貸付でございますが、高額療養費資金貸付と同様の理由によって、久居市の制度によって調整をしていただきたい、こういう要望でございます。それから、区分40の無受診世帯の記念品として、久居市の現行制度は、大体5,000円程度の記念品をお渡ししているわけなんです、5,000円位で調整していただけないのか、こういうことでございます。次に、保健分科会の区分32、1次救急医療体制の整備でございます。広報紙への当番医療機関の掲載と市民への周知が必要であり、関係機関と調整の上、十分に対応していただきたいという要望でございます。次に区分36の予防接種健康被害調査委員会の問題でございますが、委員構成については、医療機関と行政機関だけでなく、被害者、公益の立場の者、有識者、議会議員等の選任が必要であると、こういう具合に思います。また、市職員については要らんのではないかと、こういうことでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。それから、報告120号でございますが、上水道部会の事務事業詳細調整について、水道総務分科会の区分15の水道の工事契約、建設工事等入札参加資格審査会の部分でございますが、協議第127号、契約分科会の区分12の意見と同様、参加資格の要件を統一していただきたい、こういうことでございます。それから、報告第121号の、教育文化部会の事務事業詳細調整についてでございますが、学校教育分科会の区分20、日本スポーツ振興センター災害共済給付事務について、一定の保護者負担の軽減を図る提案がなされておりますが、幼稚園・小中学校の保護者負担については、津市を除く9市町村が、全額を公費負担しております。対等合併の原則からも、引き続き、全額の公費負担をお願いしたい、こういうことでございます。それから、生涯学習スポーツ審議会でございますが、審議会の委員構成については、社会教育委員同様に、公募による市民参加をすべきである、こういうことであります。次に区分15の、公民館の管理運営でございますが、生涯学習の振興、公民館活動の活発化を図るためにも、減免対象者からの冷暖房費の徴収は、何とかならないでしょうか。それから、具体的な減免規程の調整にあたっては、現行の久居市の基準を下回らないように対応していただきたい、こういうことでございます。それから、スポーツ振興分科会の区分1、体育館から区分8、その他スポーツ施設の問題でございますが、施設の民間委託については、やはり、さらに慎重な協議、検討が必要であり、事務レベルのみで決めるような問題ではないということでもあります。このことから、施設の民間委託に係る文言については、削除していただきたい、こういうことでございます。それから、区分9の学校体育施設の開放でございますが、新市として、一層のスポーツ振興を、スポーツ人口の拡大を図るためにも、電気代は無料にすべきではないか、こういう意見が大半でございます。それから、文化振興分科会、区分5の市民文化祭でございますが、対等合併という原則から、津市の市民文化祭を、新市の市民文化祭として開催するという文言は削除していただきたい。全ての市町村を同様に扱うべきではないかということでございます。このことから、記載内容につ

いては、新市として、市民文化祭を開催して、合併関係市町村で行われる全ての文化祭については、公民館文化祭・地域文化祭・地域おこしイベントとして実施していくに修正していただきたい、こういうことでございます。それから、図書分科会につきまして、区分1の図書館運営方法でございますが、利用者の利便性の向上を図るためにも、特別整理期間については、最大10日程度とし、期間の短縮を図るとともに、各図書館の特別整理期間を統一しないように調整願いたい、こういうことでございます。これは、今回の案は14日になっておりますが、何とか10日程度で終わっていただきたい。それから、もう1つは、図書館を利用される方々が、休みが統一されると困るので、順番に閉館日を設定していただくという形をとっていただけないかということでございます。さらに、区分2の図書館協議会等につきましては、委員の選定については、公募による市民の追加をすべきではないか、こういうことでございますので、よろしくご検討をお願いしたいと思います。

会 長 委員さん方、いかがでございましょうか。それぞれの部会長から、考え方と言いましようか、それぞれの部会から、まとめた経過をご説明していくと思いますが、他に、ございましたら、お伺いしておきまして、ご一緒と思います。よろしゅうございませうか。それでは、それぞれの部会長さん、今の茂山委員さんのご所見を、自分の部会の部分を、それぞれ説明して下さい。

市民部会長 市民部会でございます。それでは、まず名称の問題でございます。今後、統一基準の作成をするわけですが、その中で補助金等の交付要綱も見直しを行っていかねばなりません。それらの組織の名称につきまして、分かりやすい名称で、統一基準の作成の時に検討して参りたいと思っております。続きまして、自治会の未加入の問題であります。未加入者への市政だよりの配布等につきましては、原則的には自治会の未加入者であっても、住民であれば、自治会を通して配布をしております。しかしながら、何らかのいきさつによりまして、未加入であることを理由に、自治会長が、配布を拒否したり、住民からも、自治会長を通じての配布をすることを拒否したというのがありまして、自治会を通じて配布されていない場合は、広報を作成する部署からの直接郵送ということになっております。色々な経緯がありますことから、それぞれのケースに応じた対応が必要だと考えております。続きまして、激変緩和でございますが、私ども市民部会の考えとしましては、現在の状況は、各市町村における実情、歴史的な経過もございまして、そういうことから、合併までには可能な限り皆様に納得していただく形で調整することは、非常に難しいと考えておりまして、そのために、補助基準につきましては、これまでの協議、調整において、・・によりまして、補助基準の統一については、各市町村の謝礼及び補助金の性格とか、金額が係りますことから、合併時においては、津市の例によって、暫定基準にするとうたしまして、激変の措置を講じつつ、合併後において、段階的に調整していくとしたところございまして、今回の提案も、これに沿いまして、平成16年度実績を基準といたしまして、上限95%の激変緩和措置を設けまして、合併後5年の間に調整していこうと提案させていただいたものでございます。よろしくお願いたします。

次に防災であります。防災計画でございますが、4号様式のほうでも、すでに確認をされております。特性を考慮し策定すると、現在の各市町村の地域防災計画等が、新市の計画に反映されますよう、準備していきたいと思っております。それと、防災会議であります。現在、住民代表といたしましては、自治会連合会、それから婦人連合会等から、委嘱をお願いしております。今後、各方面からの意見を参考にしながら、その方向で考えていきたいと、そのように思っております。それと、河川対策であります。河川対策は重要でありまして、関係部局とも連携を深めながら、対応する必要があると考えておりまして、詳細事項でも記載してございますが、河川の対策等十分考えていきたいと、そのように思っております。それと、災害対策本部であります。新市の防災計画策定の中で、現地災害対策本部の設置につきましても考えてい

きたい、検討していきたい、そのように考えております。現地での迅速な対応が必要であることは、十分認識をしております。それと最後ですが、同報無線であります。分科会、部会でも了解をいただきまして、合併後調整をしていくという形でお願いをしております。以上であります。

福祉保健部会長 福祉保健部会長でございます。報告第 118 号区分 2 について、ご意見をいただきました。国民健康保険運営協議会の委員の選任につきましては、新市になりますと、相当規模も大きくなりますし、公益を代表する委員さんとして、三重県さんのほうからもご参加をいただきたい。それから、商工会議所は、一応、被保険者を代表する委員というふうを考えておりますが、あくまでも、商工会議所等ということで、当然、この中には、自治会連合会等の民間団体も含まれているというふうをお願いいたします。次に、区分 17、高額療養費の資金の貸付でございます。この考え方、80%の考え方につきましては、厚生省国民健康保険課長通知によりまして、貸付限度額は支給見込額の 8 割を限度とすることが適当であるというふうな通知をいただいておりますことから、8 割の調整を行っております。出産費資金貸付についても、それに準じた調整を行っております。次に、区分 40 でございます。無受診世帯記念品についてでございますが、この調整につきましては、国保会計への影響額をも考慮いたしまして、現行の 10 市町村の実績額の範囲内での調整を行った結果でございます。よろしくお願います。次に、保健分科会の区分 32 でございます。一次救急医療体制での、ご意見ご要望でございましたが、おっしゃるとおりで、医師会等と調整の上、市民への周知も十分して参りたいと思います。次に、区分 36、予防接種健康被害調査委員会でございます。この委員につきましては、現行の 10 市町村の委員の選任状況をみまして、それに習いまして、調整を行って参りましたので、よろしくお願いをしたいと思います。以上でございます。

教育文化部会長 続きまして、教育文化部会でございますけれども、まず、スポーツ振興センター災害共済給付事務でございますけれども、当共済の掛金につきましては、ご案内のとおり、日本スポーツ振興センター法によりまして、保護者から徴収すると定められておりますけれども、今回の調整内容といたしましては、合併後 5 年間に限りましては、保護者負担を 2 分の 1 するをいたしまして、緩和措置を講じて参りたいというふうを考えております。それから、生涯学習スポーツ審議会における構成の関係でございますけれども、ご案内のとおり、委員さんの関係につきましても、スポーツ団体とか、あるいは、公民社会教育団体の方が中心になりますけれども、あるいは、地域・地区の分野、あるいは、家庭教育の分野、あるいは、若年活動家の分野、あるいは学識経験者、それから市民代表からなる委員の方々になると思いますけれども、この市民の代表者の方につきましては、公募による選考をして参りたいというふうを考えております。それから、続きまして、公民館の管理運営でございますけれども、冷暖房費でございますけれども、各市町村とも、減免措置のもと、無料として取り扱っていただいておりますけれども、やはり、受益者負担の原則として、徴収をさせていただきたいというふうを考えております。それから、久居市さんの基準を下回らないということがありますけれども、このことについて公民館の使用料の減免につきましては、久居市を含めまして、合併市町村において、ほぼ同等の基準を定められておりますことから、受益者負担の公平性を確保するという原則の下、津市及び久居市の減免規程を例に、減免規程を調整しつつ、その内容を整理していきたいと思っておりますし、また、私ども以外の分科会との調整もございますので、そのへんを図って参りたいと思っております。それから、スポーツ振興分科会におきます、体育館から、その他スポーツ施設の関係ですけれども、民間委託の関係でございますけれども、現在、基本的には、体育施設の運営については、直営で行っていただいておりますが、津市と安濃町の一部の施設につきましては、その運営を民間委託しております。従いまして、合併時は、引き続き、体育施設を直営で管理を行ってまいりますけれども、やはり、施設の効率的

運営の見直し等図りまして、施設の管理運営の民間委託化の検討を、将来していきたいというふうに考えております。それから、学校体育施設の開放でございますけれども、電気代の無料でございますけれども、この点につきましても、学校施設の開放につきましては、市民の方々が、学校運営に支障の無い範囲において、体育施設を積極的に利用していただき、スポーツ活動を行っていただくことを目的としております。そのため、施設の利用に関する使用料の無料ということに、当然なっておりますけれども、利用による電気代につきましては、やはり、利用した方々に負担をお願いしていきたいというふうに考えております。それから、市民文化祭でございますけれども、現在の津市では、日本画展とか、川柳など、4部門19事業を、各事業延べ41日間開催しております。それから一方、他の市町村、津市以外でございますけれども、における文化祭は、文化団体の発表の場や公民館サークル生などが主体の発表の場として、2、3日の間で、総合的に開催をいたしております。このような、状況が違いますわけでございますが、新市におきましては、やはり、市民や市民文化団体の発表の機会の場の提供として、市民文化祭を開催することによりまして、そういう作品数や参加数が、非常に増加するということと、各地区での開催に対応出来るよう、各事業別開催とか、あるいは、会場分散による開催が必要であると思っております。従いまして、現行の津市の市民文化祭を例にいたしまして、新市の文化祭として、実施をしていきたいというふうに考えております。それから、各地区で行われている文化祭等につきましては、地域文化祭とか、あるいは、公民館文化祭等につきましては、それぞれのところで実施をしていただくということでございます。それから、図書館運営方法でございますけれども、整理期間の関係でございますけれども、特別整理期間につきましては、基本的に規則の中で定められた範囲でということでございますけれども、各館が希望等に応じて、出来る限り、やはり利用者の利便性を損なわないように配慮して、設定をして参りたいというふうに考えております。それから、最後でございますけれども、図書館の協議会でございますけれども、これも公募の関係でございますけれども、今、ご提案のありました公募制も視野に入れながら、検討をして参りたいと考えております。以上でございます。

上水道部会長 すいません、上水道部会ですが、よろしいでしょうか。先ほど、120号でご質問いただきました水道の工事契約につきましてですが、先ほど、財産管理部会長が、協議第127号におきまして、答弁させていただいておりますが、私ども、水道の工事契約につきましては、基準を新市の本庁基準に準ずることとしております。また、物品等にかかる入札参加資格と、それ以外につきましては、水道独自の基準を持たずに、すべて本庁基準で行っておるところでございます。従いまして、本庁の財産管理部会長が申した形で、私ども整理をさせていただいておりますので、よろしく願い申し上げます。

会 長 今、4人の部会長から、それぞれお話をいたしました。部会等での調整の内容は、ご説明をしたとおりでございます。なお、ご意見等ございますでしょうか。はい、無いようでございますので、それぞれのご意見、また、ご要望につきましては、例えば、今、防災計画策定の時に、本当に貴重なご所見も伺って参りましたし、新しい段階で、事業を進めていくのに、それぞれのご意見は、十分検討させて参りたいと思っております。これから、新市発足の準備でございますが、なおなお、詳細なことが議論されて参りますが、よく、それぞれお伺いして、今まで10の市町村が実行して参りました事柄というのは、それぞれ差がございますので、先ほども申し上げましたように、なるべく一体感を持った、新しい市というような格好でスタートしたいというのが、皆さんのお気持ちだと思いますので、努力をさせて参りたいと思っております。

それでは、報告第115号から報告第121号につきまして、ご報告をいたしました内容で、ご承認をいただけますでしょうか。

(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは、報告第 115 号から報告第 121 号につきまして、原案とおりの内容で承認といたします。

事務局長 次に、本日提案の事務事業詳細結果につきまして、事務局から説明をして下さい。
はい、次回協議会で協議をいただきます事務事業詳細調査結果の、協議第 131 号から協議第 132 号について、ご説明をします。説明につきましては、要点を中心に説明させていただきますので、よろしくお願ひします。100 頁をご覧ください。協議第 131 号、福祉保健部会の事務事業調整内容についてでございます。まず、事務事業詳細事項調整結果一覧につきましては、区分、統一時期、調整結果として整理しております。また、調整結果上段の調整内容表(様式 4)調整の具体的内容につきましては、これまでの協議会で、既に様式 4 として、調整がなされ確認された内容であります。下段の詳細事項調整結果につきましては、その内容に基づき詳細調整結果を整理したものであります。これから説明させていただく内容は、下段の詳細事項調整内容についてご説明します。保育分科会の 3 番の保育料事務の詳細事項調整結果といたしまして、1、保育所入所負担金は、12 階層とします。階層区分は、裏面のとおりになっておりまして、激変緩和の経過措置といたしまして、(1)合併の日の前日に保育所に入所している者のうち、合併後も引き続き保育所に入所する者に適用します。(2)その区分については、新市の入所負担金と旧保育料との差額が、3 歳児未満については、(ア)1 年目 4,000 円を超える額を減額、(イ)2 年目 8,000 円を超える額を減額、(ウ)3 年目新市入所負担金を適用します。次に、3 歳以上児につきましては、(ア)1 年目 3,000 円を超える額を減額、(イ)2 年目 6,000 円を超える額を減額、(ウ)3 年目 9,000 円を超える額を減額、(エ)4 年目新市入所負担金を適用します。

次に、105 頁をご覧くださいと思います。協議第 132 号、教育文化部会の事務事業詳細調整内容について、ご説明します。学校教育分科会の 26、遠距離通学費補助金は、6 月 29 日の第 39 回協議会で協議いただき、再調整となったものでございます。詳細調整内容を、部会で調整し、幹事会で確認をしていただきましたので、再提案をしたいと思います。調整内容といたしましては、1、基本方針の(2)幼稚園については廃止するを削除しまして、(2)補助金の交付は、上記(1)の児童・生徒・園児に対し、という修正をしたものです。また、2、補助の概要の(1)補助対象に、(ウ)幼稚園を追加し、その内容を記載しました。以上で、協議第 131 号、132 号の提案を終わります。

次に、報告第 123 号から報告第 124 号につきましては、事務事業詳細調整結果を幹事会において協議され、確認いただきましたので、協議会報告事項とさせていただいております。報告させていただく項目は 14 項目で、幹事会で確認された内容でありますので、本日は、事務局からの詳細説明はいたしません、各市町村議会への報告説明は、市町村の担当者よりさせていただき、次回の協議会で確認をさせていただきますので、お願ひをいたします。また、別紙資料の、詳細調整内容提案・報告予定項目一覧表をご覧くださいと思います。この一覧表は、事務事業詳細調整結果を協議会に提案、または、報告させていただく予定の項目数一覧表に整理してあります。また、提案・報告済の項目につきましては、提案・報告させていただいた日付を記載しております。なお、米印に記載させていただいておりますが、協議会提案・報告欄の二重丸は今回提案の協議会協議項目、丸印は今回報告の協議会報告項目、その他については、次回以降提案していくということになっております。前協議会でもお願ひいたしました、幹事会におきまして詳細調整を進めておりますが、調整内容により、提案項目及び報告項目の追加、削除となり項目数を変更させていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。以上でございます。

会 長 只今、次の協議会への提案・報告予定項目について、ご説明を申し上げました。いかがでございましょうか。何かご質疑がございましたら、お願ひをいたします。ござ

いませんようでしたら、それぞれの事項につきまして、各市町村で、また、ご検討をいただき、次回協議会で協議をいたしたいと思ひます。

それでは、次に、会議次第の4、次回協議会の日程について、事務局が説明をいたします。

4 次回の協議会（第41回）について

事務局長から次回の協議会について報告

日 時	平成17年9月2日（金）	午後3時
場 所	津センターパレス 5階	津市センターパレスホール
事 項	事務事業詳細調整結果等	

会長 よろしゅうございませうか。それでは、よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。それでは、その他につきまして、事務局長が、ご報告を申し上げますので、お聞き取り下さい。

5 その他

事務局長 市章デザイン募集結果と今後のスケジュールについてご説明いたします。121頁の資料でございますが、市章デザインにつきましては、去る7月15日に募集を終わりました。応募件数は1327点で、北は北海道から南は鹿児島県まで、全国各地域から応募いただきました。応募状況といたしましては、10市町村内から943点、県内では132点、県外では252点になりました。一番年少者は5歳で、最高齢者は86歳ということでございます。デザイン決定までのスケジュールでございますが、7月21日に応募作品の市章としての適正等の確認作業を行うため、委託業者の三重県デザイン協会より、第1次選考を行いました。今後、8月上旬に協議会委員の皆さんによる第2次選考をお願いをしまして、8月末までには類似作品等の調査を行い、優秀作品5点を選定いたします。その5点について、9月下旬から10月15日の間で、住民アンケートを行いまして、その結果を参考に10月下旬の合併協議会において、市章デザインを決定していきたいというふうを考えておりますので、よろしくお願ひします。

会長 それでは、これで、今日の予定を終わります。お礼を申し上げたいと思ひます。本当に、お忙しい中、色々とお熱心に、ご討議をいただきまして、ありがとうございました。お礼を申し上げたいと思ひます。職員の人に、非常に、12月までの、それぞれの業務多忙の中で、また、協議会の仕事を、わずらわしております。どうぞ、首長さん、議長さん、特別委員長さん、それぞれ、職員のこの努力に、また、ご支援を賜りたい、こんなふうにお願ひします。本当に、今日はありがとうございました。終わらせていただきます。

平成17年9月16日

署名委員 1号委員 河芸町長

印

2号委員 久居市議会議長

印

3号委員 元まちづくり基本構想策定委員会委員

印

会議録署名者に確認の結果、正本に署名・捺印をいただきました。